

JAバンク優遇プログラム規定

(令和3年10月25日現在)

1 内 容

「ゆうちょ銀行・コンビニATM手数料優遇サービス」(以下「当サービス」といいます。)は、福岡八女農業協同組合(以下「当組合」といいます。)所定の基準によりお客様のATM利用手数料の優遇を提供するサービスです。(キャッシュカードでの取引となります。)

2 対 象

対象は当組合普通貯金口座がある個人の方に限ります(事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外とします)。

3 開始時期

本サービスは、当組合所定の日からサービスの提供を開始します。

4 優遇適用

サービス提供開始日の前月末日時点における当組合所定の取引に応じて当月25日から翌月24日まで優遇措置を適用します。

5 優 遇

- (1) 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当組合所定の変更手続きを行われていない場合は、特典が受けられないことがあります。
- (2) お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合は、特典が受けられないことがあります。
- (3) 優遇内容については次の通りとします。ただし、その他の優遇内容の詳細については店頭等でお知らせします。

優遇項目	優遇内容
ATM入出金手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、提携ATM(※)において有料となる入出金取引を行った場合、お客様一人につき1回まで手数料が無料となります。

(※) 対象となるATMはセブン銀行、ローソン銀行、イーネット提携、ゆうちょ銀行となります。

6 本支店間の引継ぎ

- (1) 支店等の廃止、統合等、当組合の都合でお客様のお取引店を一括して変更する場合は、変更後のお取引店へ当サービスの得点を原則引継ぎます。

7 変更・終了

- (1) 当組合の事情により事前に通知することなく、本サービスの内容(優遇内容等)を変更、または本サービスを終了することがあります。
- (2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。
 - ① お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合
 - ② お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合
 - ③ 契約者本人が亡くなった場合
 - ④ 金融情勢の変化、その他当組合が相応の事由があると判断した場合

8 免責事項

災害・事変等当組合の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

福岡八女農業協同組合